

「店頭外国為替証拠金取引説明書（契約締結前交付書面・注意喚起文書）」新旧対照表

平成27年9月25日

（下線部分変更）

新	旧
<p>P6</p> <p>3.取引価格</p> <p><u>※相場急変時における取引価格の停止・再開について</u></p> <p><u>相場急変時には、インターバンク市場において取引レートを提示する銀行がなくなり、取引ができない状態となる場合があります。当社がお客様に提示する取引価格は、インターバンク市場に参加している当社のカバーアクションの取引レートを参照して生成しますので、そのような状態が発生した場合には、お客様への取引価格の配信を停止させていただくことになります。</u></p> <p><u>当社がお客様への取引価格の配信を停止した場合には、配信が再開されるまでのあいだ、お客様の指値注文および逆指値注文、成行注文、ロスカット取引のすべてを執行することができなくなります。取引価格の配信停止前にお客様から受注した指値注文および逆指値注文（ロスカット取引を含む）は、配信再開時の取引価格を基準として約定しますので、相場変動が急激となった場合には、お客様が指定していた価格から大幅に乖離した価格で約定することとなり、取引の結果発生する損失額が証拠金額を大幅に上回る場合もありますので、予めご了承ください。</u></p> <p><u>なお、取引価格の配信を停止しているあいだは、成行注文は受付られませんが、指値注文・逆指値注文については、配信停止時の価格を基準として注文の新規発注・変更・取消を受付けます。</u></p>	<p>3.取引価格</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>当社では、相場急変時において、取引レートを提示できるカバー取引先が1社のみとなり、なおかつ、そのレートが市場実勢を反映した取引レートではないと当社が判断した場合は、お客様への取引価格の配信を停止することとしています。また、配信停止後は、当社のカバー取引先のうち2社以上が取引レートの提示を再開し、なおかつ、それらの提示レートが市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合に、お客様への取引価格の配信を再開することとしています。ただし、相場状況等によっては、取引レートを提示するカバー取引先の数によらず、提示レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。</u></p> <p><u>カバー取引先は外国為替証拠金取引の取扱業者（以下、「業者」といいます。）によって異なります。取引価格の配信の停止・再開は、カバー取引先のレート提示状況に依存するため、そのタイミングは業者により異なります。相場急変時においては、カバー取引先の間で取引レートのスプレッドに大きな差異が発生することがありますので、同一時刻の取引であっても、約定レートは業者により大きく異なる場合があります。また、インターバンク市場において不安定なレート提示が続く場合には、一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合もありますので、予めご了承ください。</u></p>	
<p>P10</p> <p>15. 取引証拠金</p> <p>お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。</p>	<p>P10</p> <p>15. 取引証拠金</p> <p>お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。</p>

新	旧
<p>注文時に必要な取引証拠金の最低額は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の4%に相当する円価額（以下、この額を「必要証拠金額」といいます。）です。</p> <p>※法人のお客様の必要証拠金額はお取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の0.5%に相当する円価額（南アフリカランド/円の必要証拠金額のみ1%に相当する円価額）となります。</p> <p><u>2015年10月25日より法人のお客様の必要証拠金額に関する注釈は以下の通り読み替えるものとします。</u></p> <p><u>※法人のお客様の必要証拠金額はお取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の1%に相当する円価額となります。</u></p>	<p>注文時に必要な取引証拠金の最低額は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の4%に相当する円価額（以下、この額を「必要証拠金額」といいます。）です。</p> <p>※法人のお客様の必要証拠金額はお取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の0.5%に相当する円価額（南アフリカランド/円の必要証拠金額のみ1%に相当する円価額）となります。</p>
<p>P13</p> <p><u>23. カバー取引</u></p> <p>当社では、お客様の外国為替証拠金取引によって発生する各通貨ペアのポジションをリアルタイムでネットティング（売買の差額を算出）し、ネットポジション額が一定額に達した場合は直ちにカバー取引が行われるようにするシステムを構築しており、毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る相場変動リスクを一定額以下に抑えられるように管理しています。</p> <p>なお、当社のカバー取引先は本説明書の「店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について」に記載されている通りです。</p>	<p>P13</p> <p>(新設)</p>
<p><u>24. 益金に係る税金</u></p>	<p><u>23. 益金に係る税金</u></p>

新	旧
<p>個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>